

議案第57号

日野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
改正について

日野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を別  
紙のとおり改正する。

平成27年9月7日提出

日野町長 景山 享弘

## 日野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

- ・ 共済年金が厚生年金に一元化されたのでそれに伴う文言の整理を行う。

### 2 改正内容

- ・ 障害共済年金及び遺族共済年金が、それぞれ障害厚生年金及び遺族厚生年金に統一されたので、本条例においても障害共済年金及び遺族共済年金の文言を削除し障害厚生年金及び遺族厚生年金に統一する。

### 3 附則規定

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

日野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和45年日野町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		<p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	
傷病補償年金	略	傷病補償年金	略
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88	0.88
			障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によ

障害補償年金	略	
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
遺族補償年金	略	
	遺族厚生年金(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

		る障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)
障害補償年金	略	
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
遺族補償年金	略	
	遺族厚生年金(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について <u>国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。</u> )又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とする。

略	
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

略	
障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。